



月刊 効率 千葉

NOと言える「自認書」

JR当局はこの間各職場において、事故・作業ミス・遅刻などを「不始末」「不祥事」ととらえて、現場労働者に「自認書」なるものの記入・提出を強要している。

「自認書」なるものには、

「JR当局はこの間各職場において、事故・作業ミス・遅刻などを「不始末」「不祥事」ととらえて、現場労働者に「自認書」なるものの記入・提出を強要している。

「自認書」なるものには、

「JR当局はこの間各職場において、事故・作業ミス・遅刻などを「不始末」「不祥事」ととらえて、現場労働者に「自認書」なるものの記入・提出を強要している。

「自認書」なるものには、

「JR当局はこの間各職場において、事故・作業ミス・遅刻などを「不始末」「不祥事」ととらえて、現場労働者に「自認書」なるものの記入・提出を強要している。

「JR当局はこの間各職場において、事故・作業ミス・遅刻などを「不始末」「不祥事」ととらえて、現場労働者に「自認書」なるものの記入・提出を強要している。

「自認書」に

何らの根拠なし！

(組合) 「自認書」は、何の規則に基づいて書かせるのか？また、何を目的にしているのか？

? 「自認書」を強制しないこと。

(当局) 会社は、社員が発生させた事柄についての事実を把握する必要があることから、本人の申し立てを聞いていることである。

(組合) 「自認書」は、会社全体で統一して行っているのか？

(当局) 統一した様式はない。支社の指導で行っている。

(組合) 「就業規則」上に定められているのか？

(当局) 具体的には明記されていない。

(組合) 何のために書かせるのか。

(組合) 不祥事等とは、具体的にはどのことを言っているのか。

(当局) 項目別に答える必要はない。

(組合) 同じ事柄で書かせる場合と、書かせない場合がある、どういふことか。

(当局) 発生したことについて、現場長の判断で行っている。

(組合) 何か事柄が起れば、現場長は事実調査を行い報告書を提出している。それで事実把握は出来るではないか。

(当局) 事実を把握する為に、あくまでも本人が事実を良く知っている、本人から書いてもららう。

(組合) 本人の申し立てに基づき、現場長が報告書を作成している。

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(組合) 「自認書」を強制しないこと。

(当局) 現在も書く者と書かない者がいる。

(組合) 「自認書」を書かないことをもつて、不利益な扱いをするのか。

(当局) 書かないことをもつて、そのような扱いをしたことはない。

(組合) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(当局) 「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

人員削減—強制配転—もつともつと

(「もつと」とは、JR東日本が現在CM・ポスター等で「もつと」快適なサービスを行う標語として使っているが、現実は「もつと」深刻なものである。)

JR当局の言う「不祥事」＝「事故・作業ミス」

がなぜ発生するのか？

安全を無視したたび重なる合理化と人員削減によつて本来的要員が足りず、車両検査周期延伸や

事象に基づき判断する。「自認書」も判断の一部として使う。

「自認書」は必要ないと考える。さらに、現場長は「非を認める内容」がないとして書き直しを強制している。

会社のいう趣旨と違う

（会社としての施策）

普段からJR当局は口

登用、こうしたことが複合して「事故や作業ミス」

が起こっているのだ。

あまりさえ、自らの非

もって、そのような扱いをしたことはない。

（組合）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

(蛇足)

今や社会的には3K（危険・きつい・きたない）が嫌われる企業の条件だ

あまつさえ、自らの非

もって、そのような扱いをしたことはない。

（組合）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（当局）「自認書」を書く、書かないによつて査定の材料にするのか

（蛇足）

今やJR東日本の存在そのものが不祥事である。

そして住田は「JR東日本六万人体制」を画策

であり、出勤遅延一賃金

カット一処分一ボーナス

カット・昇給延伸などと

いう図式では、新たに採用されるという、「新人類」と言われる若者の目

に「JR体制」がどう映るのか？

魅力ある職場とは、J

R当局の言う「明るい風

通しの良い職場」とは程

いる、見習うべき」などと評価される「JR体制」

—現場長としての「権限」「判断」とはこの一点に

も労務政策の一環としてJR総連の組合員は見逃す場合もあるというもののなかるうか？（事実ではないは現場長の判断などと回答しているが、これも労務政策の一環としてJR総連の組合員は見逃す場合もあるといふのである。

又、書かせる、書かせられないは現場長の判断などと回答しているが、これも労務政策の一環としてJR総連の組合員は見逃す場合もあるといふのである。

一方では千葉転・土岐区長のような、不当労働行為を公然と行う者が、現場長としての権限を正當に行はれてくるわけがないのだ！

同様の事象での処分内容と回答しているが、これも労務政策の一環としてJR総連の組合員は見逃す場合もあるといふのである。

一方では千葉転・土岐区長のような、不当労働行為を公然と行う者が、現場長としての権限を正當に行はれてくるわけがないのだ！

又、書かせる、書かせられないは現場長の判断などと回答しているが、これも労務政策の一環としてJR総連の組合員は見逃す場合もあるといふのである。

又、時代的背景なのか

「朝シャン」で遅刻など日常茶飯事であつて、逆に「管理サイド」はいかに職場にいてもらえるのかを考えるのである。

又、時代的背景なのか

「朝シャン」で遅刻など日常茶飯事であつて、逆に「管理サイド」はいかに職場にいてもらえるのかを考えるのである。

又、時代的背景のか

「朝シャン」で遅刻など日常茶飯事であつて、逆に「管理サイド」はいかに職場にいてもらえるのか？

又、時代的背景のか

「朝シャン」で遅刻など日常茶飯事であつて、逆に「管理サイド」はいかに職場にいてもらえるのか？